



弁護士法人ユスティティア

森本綜合法律事務所

# ～News Letter～

2019.07 vol.2

弁護士のつぶやき

## 電池切れになったドラえもん

- 1 ドラえもん最終回(アナザー・ストーリー)の話です。
  - 2 ある日突然ドラえもんが動かなくなってしまう。  
バッテリー切れが原因で、バッテリーを換えるとドラえもんの記憶が消えてしまう。また、旧式のネコ型ロボットのバックアップ用記憶メモリーは耳に内蔵されているものの、ドラえもんは既に耳を失っていたので、バッテリーを交換してしまえばのび太と過ごした日々を完全に消去してしまうとのこと。
  - 3 さて、ドラえもんはどうなったのか？  
その日から、のびた君は、猛勉強をして学校で一番の成績になり、トップクラスのロボット工学者になるのです、それは・・・どうしてだったのか？  
ネタバレになるので、これ以上ストーリーの紹介は差し控えますが色々想像してみてください。
  - 4 ただし、これは、オリジナルの最終回ではありません。  
読者が作った最終回版であり、ユー・チューブに掲載されており、それはそれでとても感動します。
  - 5 You can't change others and your past, but, the only things you can change are yourself and your future.  
「過去と他人は変えられない。しかし、(いまここから始まる)未来と自分を変えられる。」(なお、英語の文は、森本が作った英作文なので、間違っていたらごめんなさい。原点の表現は見ていません。)  
カナダの心理学者エリック・バーンの言葉を思い出さざるをえません。
- 前向きにものを考えるのが成功法則の一つです。



弁護士 森本 精一

## 今月号の目次

- ・ 弁護士のつぶやき 〈 弁護士 森本精一 〉 (1頁)
- ・ 所属弁護士からのご挨拶 (2頁)
- ・ 今月のテーマ記事「相続法が改正されました」 (3頁)
- ・ 企業法務 O&A (4.5頁)
- ・ 長崎事務所開設のご案内 (6頁)
- ・ 事務員 里のコラム (7頁)
- ・ 無料相談会のご案内、事務所へのアクセス (8頁)

### 所属弁護士からのご挨拶

こんにちは。弁護士の宮木です。

他の地域が6月上旬に梅雨入りしたのに対して

九州北部は6月最終週にようやく梅雨入りしました。

今年は水不足が心配されていますのでこれで解消されると良いのですが。近年温暖化の影響か6月でも最高気温が30度になることが増えましたね。

夏本番の気温は想像したくもありません。

皆様、体調には十分に気を付けましょう。

弁護士 宮 木 光



## 「相続法が改正されました」

### (第2回) 遺言制度の改正

#### ② 自筆証書遺言の保管制度が始まります。

遺言の紛失・隠避・変造を可能な限り回避し、相続を巡る紛争を防止するための制度です。

遺言保管所という法務大臣が指定した法務局で保管されます（法務局における遺言書の保管等に関する法律2条1項）。

法務省令で定まる様式にしたがって作成された無封のものであることが要件であるため、外形的に判別がつく範囲で方式審査が行われます。

保管された遺言については、検認手続が不要です（同法11条）。

遺言者の相続人等の関係相続人等は、遺言情報証明書の交付請求（同法9条2項）、遺言書の閲覧請求（同法9条3項）ができます。前者は、どこの遺言保管所でも請求できますが、後者は遺言書を保管している遺言保管所でなければ請求できません。

この改正部分は、2020年7月10日から施行されます。

これまでの自筆証書遺言、公正証書遺言のほかに、保管制度利用の自筆証書遺言という類型ができたのと同じです。どのような方式がよいかは弁護士に相談されて、そのメリット・デメリットを見極めた上で決める必要があるかと思います。

## 第2回 「兼業禁止」

Q Xさんは、建設業を営むY会社の事務員です。

Y会社での勤務時間は午前8時45分から午後5時15分までであり、その具体的職務内容は本社・外回りの社員・顧客からの電話連絡の処理、営業所内の清掃、本社と営業所との通信事務、営業所内の書類整理等です。

Xさんは、Y会社に無断で、キャバレーZにおいて、午後6時から午前0時までホステスとして勤務するようになりました。

Y会社には、「会社の承認を得ないで在籍のまま他に雇われたとき」には、懲戒できる旨の規定があります。

Y会社は、Xさんを懲戒解雇することができますか。

A 無断で二重に就職したことが、兼業の判断を委ねる就業規則に反し、Y会社との間の雇用関係上の信用関係を破壊したこと、兼業の職務内容は重複しないものの、軽労働とはいえ毎日の勤務時間は6時間に互りかつ深夜に及ぶもので、単なる余暇利用のアルバイトの域を越えるものといえ、当該兼業がY会社への労務の誠実な提供に何らかの支障をきたす蓋然性が高いものとみられるため、事前にY会社への申告があつた場合には当然にY会社の承諾が得られるとは限らないものであったという理由から、同種の事案で、(通常)解雇を有効とした裁判例があります。

この裁判例によれば、懲戒解雇は有効とされる可能性があります。

就業規則で、兼業を禁止することについて、この裁判例によれば、

「法律で兼業が禁止されている公務員と異り、私企業の労働者は一般的には兼業は禁止されておらず、その制限禁止は就業規則等の具体的定めによることになるが、労働者は労働契約を通じて一日のうち一定の限られた時間のみ、労務に服するのを原則とし、就業時間外は本来労働者の自由であることからして、就業規則で兼業を全面的に禁止することは、特別な場合を除き、合理性を欠く。しかしながら、労働者がその自由なる時間を精神的肉体的疲労回復のため適度な休養に用いることは次の労働日における誠実な労働提供のための基礎的条件をなすものであるから、使用者としても労働者の自由な時間の利用について関心を持たざるをえず、また、兼業の内容によつては企業の経営秩序を害し、または企業の対外的信用、体面が傷つけられる場合もありうるので、従業員の兼業の許否について、労務提供上の支障や企業秩序への影響等を考慮したうえでの会社の承諾にかからしめる旨の規定を就業規則に定めることは不当とはいいがたく、したがって、同趣旨の債務者就業規則・・・の規定は合理性を有するものである。」

と判断しています。

## 企業法務 Q&A

なお、働き方改革により、副業・兼業の促進が進められており、厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を定めています。

それによれば、企業側のメリットとして、①労働者が社内では得られない知識・スキルを獲得することができる、②労働者の自律性・自主性を促すことができる、③優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、競争力が向上する、④労働者が社外から新たな知識・情報や人脈を入れることで、事業機会の拡大につながるとされている反面、留意点として、必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務をどう確保するかという懸念への対応が必要とされています。

労働時間に関する規制は、副業・兼業の場合にも及び、後に労働契約を締結した事業主は、その労働者がほかの事業上で労働していることを確認した上で契約を締結すべきであるので、原則として、後に労働契約を締結した事業者が割増賃金を支払う必要があります。これに対し、2事業所における所定労働時間の合計が法定労働時間8時間を超えない場合には、残業させることで法定時間外労働をさせた事業主が割増賃金を支払う必要があるとされています。このように割増賃金の支払いに関する複雑な管理が必要になるので、副業・兼業を認める場合であっても、労働時間の管理を行い、長時間労働になり、労働者の健康を損ねないように配慮する必要があります。

厚生労働省の新しいモデル就業規則では、次のように定められています。

(副業・兼業)

第〇条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。

3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合

## 長崎事務所開設のご案内

諫早・大村・島原を中心に活動を行ってきた当事務所ですが、  
2019年2月より長崎事務所を開設いたしました。

中央橋バス停より徒歩3分と来所しやすく、

かつ長崎地方裁判所の隣と大変わかりやすい場所がございます。

ぜひ、長崎市内の法律相談は森本綜合法律事務所 長崎事務所をご利用下さい。



### 【長崎事務所】

〒850-0033

長崎市万才町10番3号

サンガーデン万才町702号

中央橋バス停より徒歩3分

万才町バス停より徒歩1分

TEL : 095-801-1040

FAX : 095-801-1170

## 事務員 里のコラム

こんにちは。長崎事務所 事務職員の里です。  
毎号、ニュースレターの編集を担当しています。

さて、今回はババンチというご飯屋さんについてご紹介します。

ババンチは賑町にあるタコライスのお店です。  
友人からおいしいとおススメされ、森本先生とランチに行きました。

タコライスは沖縄で誕生した食べ物だそうです、  
そもそもなぜタコライスという名前なのかご存知ですか？  
もちろんタコが乗っているから！ではなくて・・・  
「タコスの具を乗せた飯」という意味らしいです。

話は戻りますが、タコライスで有名なババンチですが、  
店内には沖縄料理のメニューがたくさんあり、  
泡盛サワーなるものまでありました。（ババンチはお酒も飲めます）

肝心のタコライスはというと、  
種類は4種類あり、金額も600円～800円とお手頃な値段です。  
サルサソースがマイルドとホットから選べ、お好みの味付けで食べれます。  
私はオムタコライスというタコライスをオムライス風に包んだものを  
食べましたが、たまごとサルサソースとひき肉の絶妙なおいしさが  
たまらなく癖になる味で、私も隣の席の女子大生もペロリと  
完食してしまうほどとても食べやすかったです。

最後に、店名の“ババンチ”の由来が気になる森本先生。  
ババンチとは馬場さんの家なのか、はたまた沖縄の方言なのか・・・  
次回お伺いした際、答え合わせしてみるつもりです。  
気になる方はぜひババンチで答え合わせしてみてください。

## 無料相談会実施のお知らせ

生前対策・相続トラブルでお悩みの皆様へ向けて、  
情報提供を精力的に実施していく所存です。

### 支店開設キャンペーンを実施します

2019年7月6日（土曜日）、2019年7月27日（土曜日）10時～17時まで、支店の開設を記念し、法律相談のご相談を無料でお受けする、無料法律相談会を開催致します。当事務所は、中央橋バス停から徒歩3分と来所しやすく、かつ、長崎地方裁判所の隣とわかりやすい場所にあります。お気軽にご相談下さい。無料相談をご希望の方は、お電話にてご予約をお願い致します。



ご予約は095-801-1040（9:00～18:00）担当 里まで

### 事務所アクセス

#### 【諫早事務所】

〒854-0016

諫早市高城町5番10号

諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」より徒歩7分

島鉄バス「市役所前」より徒歩1分

電話：0957-22-8100 F A X：0957-22-9702



#### 【島原事務所】

〒855-0042

島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」より徒歩1分

島鉄バス「島原駅前」より徒歩1分

電話：0957-73-9980 F A X：0957-73-9981

